

宇和島市女性リーダー育成支援業務委託仕様書

1 趣旨

これからの地域活動における男女共同参画の推進と様々な分野における女性の参画を促進するために、地域社会での女性リーダーの育成が求められている。

本事業によって女性活躍推進を資する取組みを支援することで、地域における様々な人や団体がそれぞれの特色や個性を生かしながら協働のまちづくりへつなげるにあたり、宇和島市女性リーダー育成支援業務(以下「本業務」という。)委託に係る仕様等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

宇和島市女性リーダー育成支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

4 管理責任者等

受注者は、本業務の責任者として次のとおり管理責任者等を配置しなければならない。なお、管理責任者（主たる担当者）は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

（1）管理責任者（主たる担当者）

管理責任者（主たる担当者）は、下記に示す類似業務に従事した経験を有すること。

※類似業務：女性を対象とした人材育成に資する研修会等

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、市及び受託者との協議等によって業務の内容及び仕様等を変更することがある。

（1）研修内容の企画と実施

- ①本業務を円滑に実施するため、必要な情報、資料等を収集及び整理すること。
- ②実施方針や研修会の開催内容等、全体スケジュールを作成するとともに、必要な実施体制をとること。
- ③市内で活動する女性を対象とした男女共同参画・女性活躍推進に資する研修会を開催（5回程度）すること。
- ④上記研修のうち、女性視点による防災、減災の推進及び災害対応力強化に資す

る研修を1回開催すること。

- ⑤男女共同参画・女性活躍推進に向けた先進的取組を学び、災害時等の女性活躍推進につながる視察研修を行うこと。

(2) 実施報告書の提出

本業務完了後、実施内容の様子が分かる報告書（様式任意）を提出すること。

6 成果品

業務完了報告書とあわせて、次のとおり成果品を提出すること。

- ・報告書（様式任意） 1部
- ・電子データ（CD等）
- ・各研修会の記録等 一式

7 その他

- (1) 本業務は、宇和島市契約規則(平成17年宇和島市規則第56号)に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、逐次、担当者と打ち合わせを行わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議のうえ決定すること。
- (4) 本業務には、十分な経験と知識を有する者の配置により行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上個人情報を取り扱う場合、宇和島市個人情報保護条例(平成17年宇和島市条例第11号)、その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、宇和島市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。